

長崎市立式見小学校 課外クラブ（運動部・文化部）の活動方針

適切な部活動を目指して

部活動は、学校教育の一環としておこなわれるものであり、異年齢との交流の中で、児童生徒同士、児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は大きい。活動においては、児童生徒が自主的、自発的な参加となるように、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

スポーツ医・科学的見地から

ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。（公益財団法人 日本スポーツ協会）

バランスのとれた活動

活動においては、児童生徒に、自主的、自発的に参加できるよう、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要。

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインH31.1

長 崎 県 教 育 委 員 会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドラインH31.8以降

長 崎 市 教 育 委 員 会

課外クラブ（部活動）指導の手引き（長崎市版ガイドライン） 運動部活動概要版・文化部活動概要版

「ねばり強くたくましい 心豊かな長崎っ子を育む望ましい課外クラブ（部活動）をめざして」
 ア児童生徒の個性の尊重と適切な課外クラブ（部活動）の運営
 イ児童生徒のバランスのとれた生活の確保
 ウ地域や保護者に開かれた課外クラブ（部活動）の運営

部活動に係る地域の実情等

【児童生徒や保護者、地域の実情】

- ・児童数63名
- ・課外クラブ・・・剣道部
 （外部指導者1名 顧問教師1名 保護者で指導にあたっている。）

【施設等の使用状況】

剣道部・・・体育館にて活動
 週3回（16:30～19:30）使用
 長期休業中は午前中に活動している。

本 校 の 活 動 方 針

【部活動のねらい】

児童が課外クラブ活動を通して、部員相互の理解・協力することの大切さを学び、心身を鍛錬することにより、運動技能や体力を高めるとともに、忍耐強く目標意識をもってねばり強く努力し続ける態度・心情を育成することを目的とする。

【休養日及び活動時間】

- ・週4日の活動を原則とし、週3日以上休養日を設定する。
- ・活動時間は、原則16時30分から19時30分とし、この時間には準備・後片付け等を含む。実質の活動時間は2時間程度とする。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ・月末までには翌月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- ・大会参加は市内及びその近隣を原則とする。大会参加については、校長に届ける。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・市または県の指導者研修会に参加し、適切かつ効果的な指導法について学び、クラブ内で情報を共有する。
- ・活動時間は外部指導者又は保護者の指導のもと活動を行う。

【熱中症等の事故防止について】

- ・けがや事故等の防止に努める。
- ・熱中症計を活用し、適宜水分補給や休憩を取り入れながら、安全かつ適切な活動に努める。

【児童生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

児童数の減少により、卓球やバスケット、サッカー部が廃部となっている。児童のニーズにこたえることを第一に、学校規模に合わせた課外クラブの運営にあたっていく。